

Q12 給付金をもらった後、症状が悪化した場合はどうなるのですか。

(答)

給付金が支給された後10年以内に症状が進行した場合には、追加給付金の支給を受けることができます。

その額は、進行した症状に応じた給付金の額と、既に支給された給付金の額との差額になります。

Q13 追加給付金の支給を受けるためには、再度、訴訟を提起しなければならないのですか。

(答)

追加給付金の支給に当たっては、症状が進行したことを証明する医師の診断書により確認することになっていますので、再度、訴訟を提起していただく必要はありません。

Q14 給付金の請求はいつまでに行えばよいですか。

(答)

給付金については、原則として、平成20年1月16日（法律の施行日）から5年以内に請求していただくことが必要です。

なお、平成20年1月16日（法律の施行日）から5年以内に訴訟を提起していた場合には、平成20年1月16日から5年以降に和解等が成立したような場合にあっても、和解等が成立した日から1月以内に請求していただければよいことになっています。